弁護士会支部毎の弁護士数・当番登録数・当番派遣体制

ブロック	弁護士会	本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	東京	全体	4131	1077	26%	
	2,14.2	本庁	4131	951	23%	
		多摩	200	450	40%	委員会派遣をする週が2週間に1回まわってくるので、このときは少年担当が2名追加される。
	<u></u> ★ ★ →		308	150		待機人員は3名。休日も待機。 委員会派遣等で少年事件がオーバーした場合等に本庁でも応援体 制をとる。
	第一東京	本庁	2208 2208	527 476	24% 22%	平日は1日5名待機制、休日・祝日は1日4名待機制。
		多摩	161	71		同上。
	第二東京		2245	574	26%	
		本庁	2245	529		1日につき5名待機。少年事件、委員会派遣事件は三会共同運用で、4週に一度担当週がまわってくる。その際の当会の待機人数は少年2名、委員会派遣1名となっている。土・休日は三会当番弁護士センターより直接配点。
		多摩	141	59		同上。
	横浜	全体	725	394	54%	
関		本庁	550	294		月曜5人、火曜3人、水曜4人、木曜3人、金曜5人、土曜2人、 日曜2人が基本的に待機。平日の事件の配点については、本部事務 局にて支部も含めて行っている。休日は待機弁護士が留守電にアク セス。
大		相模原	27	18		平日は一日当たり一人の待機制(多数事件の時は別途応援)。休日 は本庁の待機弁護士が対応。
		小田原	57	32		同上。
		横須賀	29	15		同上。
		川崎	62	35	56%	同上。
	埼玉	全体	304	201	66%	
東		本庁	187	106		越谷支部と合同配転とし、1日当り3人の待機制。休日は不待機。 但し、連休の場合は隔日で配転。
		越谷	37	30		本庁と合同配転とし、1日当り3人の待機制。休日は不待機。但 し、連休の場合は隔日で配転。
		川越	51	45	88%	川越支部で配転。1日当り2人の待機制。休日も待機。
		熊谷	29	17	59%	1日当り1人待機制。休日は不待機。
	千葉県	全体	275	230	84%	
		本庁	171	150		1日当たり1人の待機制。(多数事件の場合は別途応援)土曜日は待機し、担当弁護士が留守電にアクセス。
		<u>市川・船橋</u> 松戸	29 45	23 37	82%	本庁担当日に組み込み。 1日当たり1人の待機制。土曜日も待機し、本庁担当者から連絡する。
		佐倉	8	8		本庁担当日に組み込み。
		八日市場	5	1		その都度連絡。
		木更津	12	8		同上。
		館山	2	1		同上。
		一宮	2	1		同上。
		佐原	1	1		同上。
	茨城県	全体	94	69	73%	
		本庁	61	45		刑事弁護センター用電話機を設置し、連絡があったらその日の担当 弁護士へ依頼している(名簿順)。休日は、留守電に録音、担当弁 護士が録音内容を聞いて、接見に行く。他支部管轄のものは他支部 へ依頼。
		日立	0	0		
		土浦	26	17	65%	 依頼があったら、拘置場所に近い弁護士へ連絡して接見に行く。休 日は本庁の留守電で対応。
		龍ヶ崎	0	0		
		麻生		0		
		下妻	7	7	100%	依頼があったら、拘置場所に近い弁護士へ連絡して接見に行く。休 日は本庁の留守電で対応。
						ロマナンコンロッカンン

ブロック		本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	栃木県	全体	94	82	87%	
		本庁	72	62	86%	平日は待機制。休日は待機弁護士が留守電にアクセスし出動。
		栃木	11	9	82%	平日・休日とも待機制。
		足利	6	6	100%	平日・休日とも待機制。
		大田原	3	3		平日は名簿制、休日は待機制(不在の場合は本庁の待機弁護士が対応)。
		真岡	2	2	100%	平日は名簿制、休日は待機制(不在の場合は本庁の待機弁護士が対応)。
	群馬	全体	126	94	75%	
		本庁	72	50	69%	1日当たり1人の待機制。休日も待機し、待機弁護士が留守電にア クセス。
		高崎	37	31	84%	同上。
		桐生	7	5	71%	同上。
		太田	10	8	80%	同上。
		沼田	0	0		
	静岡県	全体	217	168	77%	
関	1371 321	本庁	98	70		1日当たり1人の待機制。休日も待機し、待機弁護士が留守電にア クセス。
一天」		浜松	49	46	94%	浜松・掛川両支部管内にまたがって、1名が待機。休日も。留守電
		掛川	2	1	50%	でアクセス。
		沼津	49	32	65%	1日1名待機。休日も留守電にて待機。
		富士	17	17	100%	富士支部管内の弁護人による名簿制。弁護士会沼津支部が受け付
東		下田	2	2	100%	け、名簿で配点。休日配点は、休日明けになっている実情。
	山梨県	全体	53	51	96%	
	TINN,	本庁	52	50		1日当り1人待機制(9時~1時)。土曜日は待機弁護士が留守電にアクセス。
		都留	1	1	100%	1日当り1人待機制(9時~2時)。土曜日は待機弁護士が留守電 にアクセス。
	長野県	全体	110	99	90%	107 7 5710
		本庁	45	41	91%	名簿制
		上田	13	12	92%	名簿制。佐久のみ待機制。
		佐久	0	0		
		松本	21	19		名簿制
		諏訪	17	15		名簿制
		飯田	8	7		名簿制
	_	伊那	6	5		名簿制
	新潟県	全体	127	94	74%	
		本庁	101	76	75%	平日は名簿制(多数事件の場合等、状況により別途応援)。休日は 名簿の弁護士が留守電にアクセス。支部分は各支部の当番に連絡す る。
		三条	4	3	75%	名簿制 (多数事件の場合等、状況により別途応援)。本庁より刑事 弁護委員会委員をローテーションに加えている。
		新発田	0	0		
		長岡	17	11	65%	名簿制(多数事件の場合等、状況により別途応援)。
		六日町	0	0	2010	The second of th
		上越(高 田・ 糸魚川)	4	3		名簿制(多数事件の場合等、状況により別途応援)。本庁より刑事 弁護委員会委員をローテーションに加えている。
		佐渡	1	1	100%	全て佐渡支部の弁護士が対応(状況により本庁より応援)。
		[工/]又		'	100%	エトロバスス마ップでエルグルの(かんにより作りようだりを)。

ブロック	弁護士会	本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	大阪	全体	2558	1172	46%	
		本庁	2507	1155	46%	登録者を年間割当し待機制をとっている。平日は1日10名(H13.
		堺 岸和田	36 15	14 3	39%	2~12名)、土、日、祝は1日2名。平日に件数が多ければ、事務 局より応援手配。休日に件数が多ければ翌日積み残し。出動先は支
						同より心接手配。体口に件数が多りれば登口積み残し。出動光は支 部管轄毎に区別していない。
	京都	全体 本庁	330	241	73%	1日坐たいつ夕の往機制(1日坐たいつかちょじ)「2001
			323	236	73%	1日当たり2名の待機制(1日当たり3件をメド)[2001. 3.15から3名の待機制]、休日も待機し、待機弁護士が留守電 にアクセス
		園部	0	0		全て本庁の待機弁護士が対応。
		宮津	0	0		本庁の待機弁護士が対応することを原則とし、それで対応しきれない場合に、舞鶴支部及び福知山支部管内に事務所を有する弁護士に応援を依頼することになっているが、現実には依頼件数の増加に伴い、応援要請が多くなっている。
		舞鶴 福知山	3	3 2		全て本庁の待機弁護士が対応。 全て本庁の待機弁護士が対応。
	兵庫県	全体	412	(平日)274 (休日)153	(平日) 67%	
		本庁	300	(平日)198 (休日)141	(平日) 66% (休日) 47%	平日・休日とも1日当り午前1人・午後1人の待機制(休日は待機 弁護士が留守電にアクセス)。4件以上のときは別途応援体制。
近		尼崎	38	(平日) 24 (休日) 3	(平日) 63% (休日) 8%	平日は1日当り1人の待機制。休日は1日当り午前1人・午後1人の待機制(休日は待機弁護士が留守電にアクセス)。
		伊丹	12	(平日) 8 (休日) 0		平日は1週間1人の待機制。休日は1日当り午前1人・午後1人の 待機制(休日は待機弁護士が留守電にアクセス)。
		明石	10	(平日) 10 (休日) 1		平日は1週間1人の待機制。休日は1日当り午前1人・午後1人の 待機制(休日は待機弁護士が留守電にアクセス)。
		姫路	46	(平日)30 (休日)8		平日は1日当り1人の待機制。休日は1日当り午前1人・午後1人 の待機制(休日は待機弁護士が留守電にアクセス)。
		柏原社	0	0		
		能野	0	0		
畿		豊岡	6	(平日) 4 (休日) 0		平日は1週間1人の待機制。休日は1日当り午前1人・午後1人の 待機制(休日は待機弁護士が留守電にアクセス)。
	奈良	全体	80	63		本庁で一括して受付。一日に3件までその日の担当弁護士分とな
		本庁	65	44		り、4件目以降は翌日担当予定の弁護士の担当となる。弁護士会で受付、担当者へFAXと電話連絡をする。
		葛城	15	15	100%	5時以降は留守電受付となり、平日は事務局が確認し、連絡する。 土日は担当弁護士が留守電の確認を行うことになっている。担当時
		五條	0	0		間は夕方5時から翌夕方5時まで。例えば夕方5時以降に依頼があった場合、翌日担当の弁護士分となる。 また、金曜のみ二人制で、担当者1は夕方5時まで、担当者2は6時半までが該当するようにしている。
	滋賀	全体	45	38	84%	
		本庁	34	27	79%	登録者38名で滋賀全域をカバー。原則1日1名が担当(70歳以
		彦根	11	11		上の会員については本庁及び彦根・長浜支部の各エリアを2名で担
		長浜	0	0		当している)。休日は担当者が留守電にアクセスし対応。
	和歌山	全体	67	59	88%	
		本庁	59	51	86%	1日当り1人の待機制。土曜及び連休の場合の休日の隔日も待機。
		田辺	7	7	100%	名簿制。登録弁護士が接見不能の場合は本庁の弁護士が対応。串本 警察については田辺より新宮の弁護士を優先。
		御坊	0	0		本庁の弁護士が対応。
		新宮	1	1	100%	名簿制。登録弁護士が接見不能の場合は田辺の弁護士が対応。それでも接見不能な場合は本庁の弁護士が対応。

ブロック	弁護士会	本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	名古屋	全体	849	420	49%	****
	口口庄	本庁	763	362	47%	平日及び休日当たり5名の名簿制で、平日は事務局からの要請で本会登録者が出動。休日は5名の当番弁護士の他に指定弁護士(連絡係)1名を選任し、その指定弁護士が、留守電にアクセスし、当番弁護士に振り分ける。携帯電話も指定弁護士が持参し、受けた情報を当番弁護士へ振り分ける。休日は一宮支部・半田支部も守備範囲。
		岡崎	39	29	74%	平日及び休日1日当たり1名の名簿制で、平日は支部事務局からの 要請で支部会員が出動。休日は1名の当番弁護士が留守電にアクセ スし、出動する。
		豊橋	30	19	63%	平日及び休日1日当たり1名の名簿制で、平日は支部事務局からの 要請で支部会員が出動。休日は1名(本会会員の中での希望者(応 援体制)も含む)の当番弁護士が留守電にアクセスし、出動する。
		一宮	12	10		平日1日当たり1名の名簿制で、平日は本庁事務局からの要請で支部会員が出動。休日は本会当番弁護士が指定弁護士の要請で出動する。
		半田	5	0	0%	平日・休日とも本会から出動。
	三重	全体	72	39	54%	THE PROCESS OF AN OLD SERVICE
		本庁	35	18		1日当り2人の待機制(北部、南部に各1人)。休日は待機弁護士 が留守電にアクセス。
		四日市	26	17	65%	
中		上野 熊野	1	0 (但し協力者 有)	0%	
		伊勢		0(但し協力者 有)		
		松坂	4	1	25%	
	岐阜県	全体 本庁	74	69 58	80 <u>%</u> 78%	1日当り2人の待機制(多数事件の場合は別途応援)。休日は待機 弁護士が留守電にアクセス。但し大垣支部管轄を含む。
部		大垣	0	0		
		御嵩	0	0		
		多治見	8	7	88%	1日当り2人の待機制(多数事件の場合は別途応援)。休日は待機 弁護士が留守電にアクセス。
	福井	高山 全体	38	31		1週間当り1人待機制。 1日当り1人の待機制(多数事件の場合は別途応援。休日も待機 し、待機弁護士の携帯電話(弁護士会でその都度貸与する)にアク セス)。
		本庁 武生	37 0	30		平日・休日とも名簿制。本庁待機弁護士が対応。 敦賀在住弁護士が対応するが、不在、都合の悪い場合は本庁待機弁 護士が対応。
		敦賀	1	1	100%	
	金沢	全体	81	69	85%	A/I-T
		本庁	74	64	86%	全体で平日 2 名、休日 1 名による名簿制。休日は当番の弁護士が留 守電にアクセス。窓口は一つ(金沢、小松、七尾を併せて)。
		小松 七尾	5 2	3 2	100%	
		輪島	0		100%	
	富山県	全体	51	43	84%	
		本庁	39	33		平日は名簿制。休日は待機制(留守電受付)。
		魚津	0	0		本庁で対応。
	i	高岡	12	10	020/	平日は名簿制。休日は本庁へ統一。

ブロック	弁護士会	本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	広島	全体	269	164	61%	
		本庁	220	125		平日 - 1日当たり2名の待機制(多数事件の場合平日に限り刑弁センター委員の応援により対応) 休日 - 1日当たり2名の待機制(連絡担当者が受付し、待機弁護士へ出動を要請。但し、年末年始等の場合は待機弁護士が留守電にアクセスして出動)
		呉	8	7	88%	平日 - 1日当たり1名の待機制 休日 - 1日当たり名の待機制(待機弁護士が留守電にアクセスして出動)
		尾道	6	5	83%	平日 - 名簿制 休日 - 福山支部の待機弁護士が対応
		福山	33	25	76%	平日 - 1日当たり1名の待機制 休日 - 1日当たり1名の待機制 (待機弁護士が留守電にアクセスして出動)
		三次	2	2		平日 - 名簿制 平日・休日ともに本庁で受付し、支部の2名の何れかに出動を要請。接見不能の場合は本庁より刑弁センター委員が対応。なお、休日の申込みについては休日空けに対応することにしている。
	山口県	全体	69	58	84%	
中		本庁	22	18	82%	1日当り1人の待機制。土曜日は待機弁護士が留守電にアクセス。
Т		下関	20	14	70%	1日当り1人の待機制。月~金は「週当番制」として同一弁護士が担当。土曜日は当番が留守電にアクセス。
		宇部岩国	7	7		本庁同様
		岩国	5	5		1日当り1人の待機制。月~金は「週当番制」として同一弁護士が 担当。土曜日は当番が留守電にアクセス。
		徳山	14	13	93%	本庁同様
国		萩	1	1	100%	月~金は原則として支部の会員(1名のみ)が対応。差し支えの時は本庁の当番が対応。土は本庁の当番が対応(留守電にアクセス)する。
	岡山	全体	173	100	58%	
		本庁	158	94	59%	1日当たり1人の待機制(多数事件の場合は応援)。休日の待機 (留守電にアクセス = ポケベル制度)。
		倉敷	10	10		倉敷地区及び本庁の待機弁護士が対応。
		津山	5	5		同上。
		新見	0	0		同上。
	鳥取県	全体	24	18	75%	
		本庁	10	8		平日は名簿制、休日は待機制(留守電にアクセスし出動)
		倉吉	3	1		平日は名簿制、休日は本庁の待機弁護士が対応。
	6.5 .0	米子	11	9		平日は名簿制、休日は待機制(留守電にアクセスし出動)
	島根県	全体	22	21	95%	
		本庁	15	14		1日当たり1人の待機制(多数事件の場合は別途応援)。休日も待機し、留守電にアクセス。
		出雲	4	4		名簿制。休日は本庁と同じ。
		浜田	2	2		同上。
		益田	1	1	100%	同上。
	Ì	西郷	0	0		同上。

			会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	福岡県	全体 本庁	591 436	393 272	66% 62%	待機制。休日は留守番電話で対応。休日は飯塚、直方、田川支部管内の事件に本庁管内から弁護士を派遣。また、長崎県の壱岐・対馬に長崎県弁護士会と共同で弁護士を派遣。
		小倉 行橋	101	77		待機制。休日は留守番電話で対応。 同上。
		久留米	36	32	89%	名簿制。休日は留守番電話で対応。
		柳川 大牟田	1	1 4		名簿制。休日は留守番電話で対応。 同上。
		八女	1	0	0%	同上。
		飯塚	8	4		名簿制。休日は本庁管内から弁護士派遣。
		<u>直方</u> 田川	1	0		<u>同上。</u> 同上。
	佐賀県	全体	39	30	77%	
		本庁	31	23		名簿制、1人2日制。土・日・祭日は当番の弁護士が留守電にアクセス。
		唐津	5	4		名簿制1人1ヶ月制。土・日・祭日は本庁の当番弁護士が留守電に アクセス。
=	長崎県	武雄 全体	3 67	3 39	100% 58%	同上。
九	区则示	本庁	47	27		1日当り1人の待機制。本庁、大村支部の登録者が待機する。休日 も待機し、待機弁護士が留守電にアクセス。
		大村	5	2	40%	本庁の待機者が兼ねる。
		島原	1	0	0%	本庁の待機者が兼ねる。
		佐世保	13	9	69%	7日交替で1人ずつ待機制(年末年始等特別な場合は、7日交替と は限らない)。休日も待機し、待機弁護士が留守電にアクセス。
州		平戸 壱岐	0	0		弁護士不在のため、全て佐世保支部の待機者が対応。 弁護士不在のため、2日区切りで福岡県弁護士会会員及び長崎県弁 護士会会員(本庁、大村支部)の登録者が厳島と同時に待機。
		福江 厳原	0	1 0		1年中、支部登録者(1人)で対応。 弁護士不在のため、2日区切りで福岡県弁護士会会員及び長崎県弁 護士会会員(本庁、大村支部)の登録者が厳島と同時に待機。但 し、「ひまわり基金・九弁連対馬弁護士センター」が開設している 場合、日~水は当該センター担当者が当番弁護士も担当する。
-	大分県	全体	66	51	77%	
		本庁	54	39		名簿制。勤務時間外は留守電で受付し、翌日、事務局が聴取の上名 簿順に連絡。休日は当番待機制により留守電にアクセス。
		中津	7	7	100%	原則として支部会員が対応。支障がある場合には本庁が支援。
		日田 竹田	3	3 1		原則として支部会員が対応。支障がある場合には本庁が支援。 原則として支部会員が対応。支障がある場合には本庁が支援。
		佐伯	1	1	100%	原則として支部会員が対応。支障がある場合には本方が支援。
		杵築	0	0		原則として本庁が対応。
	熊本県	<u>全体</u>	109	61	56%	ᄼᅺᄴᄲᆈᅠᄼᅼᄗᅩᄝᅜ
		<u>本庁</u> 玉名	105 1	61		待機制。休日も同様。 全支部とも本庁と区別なし。
		<u>玉石</u> 荒尾	0	0	0 //	王文郎と 5年月 6位別は 0。
		山鹿	0	0		
		菊池	0	0		
		大津	0	0		
		<u>ーの宮</u> 松橋	0	0		
		八代	2	0	0%	
		宮原	0	0	0 70	
		人吉	0	0		
		天草	0	0		
		本渡	1	0	0%	

ブロック	弁護士会	本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	鹿児島県	全体	79	62	78%	
		本庁	74	58	78%	1日当り一人の待機制(多数事件の時別途応援)。休日は待機弁護士が留守電にアクセス。
		川内	1	1	100%	平日は名簿制(登録弁護士が接見不能の場合は、本庁の待機弁護士が対応)。休日は本庁の待機弁護士が対応。
		鹿屋	1	1		平日は名簿制(登録弁護士が接見不能の場合は、本庁の待機弁護士が対応)。休日は本庁の待機弁護士が対応。
		加治木	1	1	100%	平日は名簿制(登録弁護士が接見不能の場合は、本庁の待機弁護士が対応)。休日は本庁の待機弁護士が対応。
九		名瀬	2	1	50%	平日は名簿制(登録弁護士が接見不能の場合は、本庁の待機弁護士が対応)。休日は本庁の待機弁護士が対応。
'		知覧	0	0		弁護士が不在のため、本庁と同様の対応。
	宮崎県	全体	50	41	82%	
		本庁	41	32		平日は名簿制。土日・休日は1人が待機。
		都城	4	4		平日は支部管内弁護士の名簿制。土日・休日は本庁管内弁護士が対応。
州		延岡	5	5		平日は支部管内弁護士の名簿制。土日・休日は本庁管内弁護士が対 応。
		日南	0	0		本庁管内弁護士が本庁と同様に処理。
	沖縄	全体	197	106	54%	
		本庁	151	87	58%	1日当り、1人の待機制(派遣受付は弁護士会事務局)。但し、1つの連続する休日(およそ1~3日)は1人の待機弁護士が休日専用携帯電話を所持して直接受け付ける。
		沖縄	37	13	35%	1日当り、1人の待機制(派遣受付は弁護士会事務局)。但し、1つの連続する休日(およそ1~3日)は2人の待機弁護士が休日専用携帯電話を所持して直接受け付ける。
		名護	4	2	50%	1日当り、1人の待機制(派遣受付は弁護士会事務局)。但し、1つの連続する休日(およそ1~3日)は3人の待機弁護士が休日専用携帯電話を所持して直接受け付ける。
		平良	3	2		原則として当該支部管内の弁護士に個別に派遣依頼する。不可能な 場合のみ本庁の待機弁護士を派遣。
		石垣	2	2		原則として当該支部管内の弁護士に個別に派遣依頼する。不可能な 場合のみ本庁の待機弁護士を派遣。

		本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	仙台	全体	215	138	64%	
		本庁	204	131	64%	1日当たり1人の待機制。(多数事件の時は別途応援)休日も待機 し、待機弁護士が留守電にアクセス。
		大河原	1	1	100%	平日 - 名簿制。(登録弁護士が接見不能の場合は本庁の待機弁護士が対応)休日 - 本庁の待機弁護士が対応。
		古川	3	2	67%	同上。
		登米	0	0		弁護士不在。全て本庁の待機弁護士が対応。 (但し状況により他支 部の弁護士の応援)
		石巻	5	3	60%	平日 - 名簿制。(登録弁護士が接見不能の場合は本庁の待機弁護士が対応)休日 - 本庁の待機弁護士が対応。
		気仙沼	2	1	50%	同上。
	福島県	全体	85	76	89%	
		本庁	28	27		1週間当たり1人の待機制。休日も待機し、電話聞き取り担当者からの連絡を受けて出動する。
		郡山	32	30	94%	同上。
		白河	4	4	100%	同上。
=		会津若松	6	5		同上。
東		いわき	12	8		同上。
	1 1 1 1 1 1 1	相馬	3	2		同上。
	山形県	全体	51	42	82%	
		本庁	33	29		平日・休日とも名簿制。
		米沢	2	1		平日・休日とも名簿制(但し状況により本庁の弁護士の応援)。
		新庄	3	3	100%	平日・休日とも名簿制。
		酒田	7	5		平日・休日とも名簿制。
		鶴岡	6	4		平日・休日とも名簿制。
	岩手	全体	42	33	79%	
北		本庁	31	24		名簿制。休日は弁護士会の留守電を当番がチェック。名簿で割り当 てる。
10		花巻	2	1		本庁同様
		水沢	2	2		本庁同様
		一関	5	4		本庁同様
		宮古	1	1		本庁同様
		二戸	0	0		本庁同様
	1.l. m	遠野	1	1		本庁同様
	秋田	全体 本庁	48 35	38 28	79%	 名簿制。但し当日の当番を決めている(責任名簿制)。
		大館	3	2		名簿制。但し接見不能の場合は近隣支部又は本庁の当番弁護士が対
		能代	1	1		応。休日は留守電で対応。確認当番を決め、名簿により派遣。
		本荘 大曲	3 4	3	67% 75%	
		横手	2	2	100%	
	青森県	全体	40	36	90%	
	HM A	本庁	23	22		平日 - 名簿制。休日 - 待機し、留守電にアクセス。各支部待機弁護 士に連絡。
		五所川原	0	0		
		八戸	11	10	91%	平日 - 名簿制。休日 - 待機弁護士が対応。
		十和田	0	0		
		弘前	6	4	67%	平日・休日 - 待機弁護士が対応。

ブロック	弁護士会	本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	札幌	全体	322	221	69%	
		本庁	307	208	68%	1日当り3名の待機制(土は2名、日は1名)。土は待機弁護士の うち1名が留守電にアクセスし、事件は交互に配転。日は待機弁護 士が留守電にアクセス。
		岩見沢	1	1		支部弁護士(1名)に要請。承諾を得られないときな、本庁の支部 派遣当番弁護士名簿に基づき本庁弁護士を派遣する。なお、土日の 要請は週明けに対応。
		小樽	4	4	100%	1週間毎に1名の待機制。状況により本庁弁護士が対応。なお、土 日の要請は週明けに対応。
		滝川	1	1		支部弁護士(1名)に要請。承諾を得られないときな、本庁の支部 派遣当番弁護士名簿に基づき本庁弁護士を派遣する。なお、土日の 要請は週明けに対応。
		苫小牧	4	3		支部弁護士(3名)に要請。承諾を得られないときな、本庁の支部 派遣当番弁護士名簿に基づき本庁弁護士を派遣する。なお、土日の 要請は週明けに対応。
北		室蘭	4	3		支部弁護士(3名)に要請。承諾を得られないときな、本庁の支部 派遣当番弁護士名簿に基づき本庁弁護士を派遣する。なお、土日の 要請は週明けに対応。
海		浦河	1	1		支部弁護士(1名)に要請。承諾を得られないときな、本庁の支部 派遣当番弁護士名簿に基づき本庁弁護士を派遣する。なお、土日の 要請は週明けに対応。
道		岩内	0	0		小樽支部の弁護士が対応するが、接見不能の場合は本庁の支部派遣 当番弁護士名簿に基づき本庁弁護士を派遣する。なお、土日の要請 は週明けに対応。
	函館	全体	24	18	75%	
	шин	本庁	24	18		名簿制。休日 - 待機弁護士が留守電にアクセス。
		江差	0			1)4-1030 FILE 10 100 FILE 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	旭川	<u>/工工</u> 全体	26	25	96%	
	737-1	本庁	26	25		平日 - 名簿制。休日 - 待機なし、留守電で受け付け。休み明けに平 日体制として受け付け。(旭川市内の 2 警察署)
		名寄		本庁の16		月~日の一週間毎の待機制。(旭川市外の警察署)
		稚内		名で対応		
		留萌				
		紋別				
	釧路	全体	23	23	100%	
		本庁	12	12		平日 - 名簿制。休日 - 休み。
		帯広	8	8	100%	平日 - 名簿制。休日 - 休み。
		北見	3	3	100%	平日 - 名簿制。休日 - 休み。
		網走	0	0		弁護士がいないため、北見の弁護士が対応。
		根室	0	0		弁護士がいないため、釧路在住の弁護士が対応。

ブロック	弁護士会	本庁 / 支部	会員数	当番登録数	登録率	当番派遣体制
	香川県	全体	83	53	64%	
		本庁	68	41	60%	平日は名簿制。休日は待機弁護士が留守電にアクセス。
		丸亀	15	12	80%	平日は名簿制。休日は待機弁護士が留守電にアクセス。
		観音寺	0			
	徳島	全体	53	37	70%	
		本庁	53	37	70%	平日・休日とも名簿制。休日は留守電で受付し、担当弁護士がアクセスして対応。
		阿南	0	0		平日・休日とも名簿制。休日は留守電で受付し、担当弁護士がアクセスして対応。
		脇町	0	0		
	高知	全体	51	32	63%	
		本庁	50	31	62%	平日は名簿制(接見可能な弁護士が対応)。休日は待機弁護士が留 守電にアクセス。
四		中村	1	1	100%	平日、休日ともに支部の弁護士が対応
		安芸	0	0		弁護士不在。平日は本庁の接見可能な弁護士が対応。休日は本庁の 待機弁護士が留守電にアクセス。
		須崎	0	0		弁護士不在。平日は本庁の接見可能な弁護士が対応。休日は本庁の 待機弁護士が留守電にアクセス。
	愛媛	全体	89	52	58%	
玉		本庁	63	36		平日は名簿制。休日は本庁の休日担当弁護士が留守電にアクセスし 対応。
		西条	12	6	50%	平日は名簿制(登録弁護士が接見不能の場合は本庁弁護士が対応)。休日は本庁の休日担当弁護士が留守電にアクセスし、支部の 弁護士が対応。不能の場合は休日担当弁護士が接見。
		今治	7	5	71%	平日は名簿制(登録弁護士が接見不能の場合は本庁弁護士が対応)。休日は本庁の休日担当弁護士が留守電にアクセスし、支部の 弁護士が対応。不能の場合は休日担当弁護士が接見。
		大洲	2	2	100%	平日は名簿制(登録弁護士が接見不能の場合は本庁弁護士が対応)。休日は本庁の休日担当弁護士が留守電にアクセスし、支部の 弁護士が対応。不能の場合は休日担当弁護士が接見。
		宇和島	5	3	60%	平日は名簿制(登録弁護士が接見不能の場合は本庁弁護士が対応)。休日は本庁の休日担当弁護士が留守電にアクセスし、支部の 弁護士が対応。不能の場合は休日担当弁護士が接見。